

1. 【申請書の書き方】

Q1-1. 結婚で住所が変わるが手続きは？

A. 更新申請の際、新しい住所を記載してください。姓が変わる場合は、申請書と一緒に改姓届を提出してください。

改姓届は、日本NP教育大学院協議会ホームページ「各種申込」「改姓手続」を参照してください。

資格更新時に改正手続きをしていない方は、手続きを済ませてから、資格更新の申請をしてください。なお、資格更新の申請中に改正となった方は、事務局に連絡してください。

Q1-2. 所属先ですが、11 月から新しい職場での NP 採用が決まっています。10 月の申請時は NP 所属では無いため新しい所属での申請でよろしいでしょうか？

A. 「予定」での受理が難しいため、申請時所属先と 11 月所属予定の両方を記載してください。

2. 【「実践」報告書に関すること】

Q2-1. 大学で教育に携わっていますが、NP 養成機関ではないため、NP 教育に係る機会がありません。しかし、フィジカルアセスメントや病態生理学などの教育を行っています。NP 教育でなければ実践時間にカウントできないのでしょうか？

A. NP 以外の学生、認定看護師などを対象にした教育において、3P(フィジカルアセスメント、病態生理学、薬理学等)の教育(講義、演習、実習を含む)および教育の準備等を担当している場合は、実践時間として含みます。

3. 【「実績」報告書に関すること】

Q3-1. 証明資料で旧姓と新姓表記が混ざっていますが、それはそのままでもかたでしょうか

A. 様式 1 に新姓と旧姓の両方を記載してください。また、改姓手続もしてください。

Q3-2. 証明資料例で、必要事項の該当箇所に下線と番号を記入とありますが、資料では赤で記入していますが、黒ボールペンで記載した方がいいのでしょうか

A. 赤で記載してください。下線・番号がないものは不備として受理しません。

Q3-3. 学会プログラムを紛失してしまった場合はどうしたらよいのでしょうか。自分が抄録に投稿した文書についてはデータで保管しています。

A. 学会に問い合わせ、必要なデータを取り寄せて申請してください。

Q3-4. 実績報告書の証明書類に、申請される方の名前と所属が明記されている書類、となっております。

保育園待機児童問題などで勤務ができず、所属がない状態で学会に参加した年度があるのですが、そのような場合、証明書類は無効となるのでしょうか？

A. 参加証に、学会名と参加者名があれば大丈夫です。

Q3-5. 自己研鑽に関する活動として学会参加や教育貢献などが対象となっていますが、私は2018年から2020年の2年間、再度大学院(修士課程)に進学しております。大学院進学は自己研鑽の対象にはならないのでしょうか？

大学院は厳しい倫理審査を通した修士論文の作成もしており、かなりの時間、コストも費やします。今後も機会があれば博士課程の進学も考えておりますので大学院進学も自己研鑽の対象として検討いただければ幸いです。

A. 大学院進学という事実だけで、実践者の実績として読み取ることはできません。大学院進学中に、NPの実績項目一覧表にある教育学会活動や研究報告がある場合は、実績としてポイントの対象となります。

Q3-6. 特定行為研修者に対する教育研修、実習などは、NP教育活動の一環として認められますか？

A. NP教育活動としてポイントの対象になります。

Q3-7. 看護協会の訪問看護師への人材育成テキスト作り(フィジカル)に、かかわっております。教材作りに参加した場合は、更新ポイントになるのでしょうか？

A. 実績項目一覧表 II 教育活動等 教育 3) 医療従事者・ヘルスケアワーカーに対する教育活動に該当し、ポイントの対象になります。

Q3-8. 看護基礎教育で、教材作りのDVD作成にかかわっています。内容的には、NP教育というよりは、看護基礎教育分野ですが、この内容も更新のポイントになりますか？

A. 実績項目一覧表 II 教育活動等 教育 2) 看護基礎教育に関する活動に該当し、ポイントの対象になります。

Q3-9. 当院のNP3名で症例報告会(勉強会)の開催を考えています。その場合、ポイントをつけることは可能でしょうか。

A. 日本NP学会等の後援(地方会含む)している勉強会は、ポイントの対象になります。

Q3-10. NP研究会を開催しますが、NP協議会へ研究会の後援申請等はしていませんが、ポイント付与されると考えて宜しいでしょうか？

A. NP協議会へ後援申請はなくても、実績項目一覧表の項目に該当し、必要書類をご準備できれば、ポイントの対象となります。

Q3-11. 以前に NP として院内の看護師に講義を行いました。その際の講師依頼の書面はありますが、押印がありません。作成した資料等も USB を紛失したため、残っていません。この場合、どのように申請をすればよいでしょうか？

A. 押印は必須ではありません。

Q3-12. 学会の規模が学術集会ではなく、地方会となっているのですが、更新ポイントの対象になりますか？

A. 地方会もポイントの対象になります。

Q3-13. 院内の看護師への勉強会は、更新ポイントの対象になりますか？

A. 公文書等、更新に必要な書類があるものに関しては、医療従事者に対する教育活動も、ポイントの対象になります。

Q3-14. 看護学校への講演会は、更新ポイントの対象になりますか？

A. 公文書等、更新に必要な書類があるものに関しては、ポイントの対象になります。

Q3-15. シンポジストではなく、パネリストでもポイントの対象になりますか？

A. パネリストも対象になります。

4. 【更新延長審査について】

Q4-1. 妊娠・出産・育児期間は更新を猶予する制度は検討していただけないでしょうか。

A. 資格認定更新延長審査を実施いたします。詳細は「診療看護師(NP)資格認定更新延長審査の手引き」をご参照ください。